

品質管理等に関する監査基準の論点

1. 全般的事項

- 品質管理に関する基準を整備するにあたっては、最近の事例等を踏まえるとともに、国際的動向を考慮することが必要と考えるがどうか。
- 最近の事例等においても国際的動向においても、個別の監査業務の品質管理に加えて、監査法人(個人事務所を含む)全体の品質管理が、これまで以上に重要になっていると考えられるがどうか。
- 品質管理が重要になっていることから、品質管理に関する基準は日本公認会計士協会の実務指針だけでなく監査基準にも取り込んでいく必要があるのではないか。
- 品質管理に関する監査基準を策定するにあたっては、その内容によっては、監査基準のうち一般基準の他、実施基準及び報告基準に影響が及ぶことが考えられる。(例えば、国際監査基準には、業務責任者と品質管理審査担当者等との意見の相違が解決するまで、報告書を提出してはならないとの規定がある。)監査基準の改訂に当たっては、これらについても、可能な限り取り込んでいくべきと考えるがどうか。

2. 最近の事例等を踏まえた品質管理に関する論点

- 監査契約の受託の可否に関する意思決定、監査人の適格性の判断、監査人に対する指導、監査意見に関する審査等の過程において、監査法人として、個々の監査事案を管理する体制の整備、及び、こうした体制が適切に運用されていることを確保することが必要ではないか。

(1) 監査契約の受託の可否についての意思決定

- 監査契約の受託にあたっては、監査法人として、監査受託リスクを適切に評価し、リスクの評価と受託の可否についての結論が適切であることを確認し、その結果を適切に文書化する必要があるのではないか。

(2) 監査人の適格性の判断

- 監査法人は、監査人が被監査会社の業態や経営状況に応じて、適切に監査業務を行うことができる能力や経験を有し、法令や監査基準等で求められている独立性

等の要件が、その趣旨に照らして的確に確保されているかの判断を行う必要があるのではないか。

(3) 監査人に対する指導等

- 監査法人は、監査に必要な情報や技法を蓄積し、被監査会社の業態や経営状況に応じて、監査人に的確に情報を伝達するとともに、適切な指示や指導を行う体制を整備し、さらに、こうした体制が適切に運用されていることを確保することが必要ではないか。
- 個別の監査業務においても、監査に従事する者が全体として業務を適切に実施できるよう、適切な指示や指導がなされ、必要な情報が共有される体制を確立することが必要ではないか。

(4) 監査調書及び監査手続書(マニュアル)の整備

- 監査手続におけるリスク・アプローチの重要性や、会計基準における見積りの要素の増大を受けて、監査手続において監査人が判断しなければならない部分が大きくなっている。その中で、監査判断の適正性を確保し、監査法人内あるいは第三者等がチェックすることを可能とするために、監査法人としてこれらに関する監査手続書(マニュアル)を十分に整備し、判断過程を監査調書に十分に記載する必要があるのではないか。
- 監査調書の記載の重要性に鑑み、監査人が判断過程や結果を監査調書に記載することに加え、監査法人としても監査調書が適切に作成され、管理される体制を整備する必要があるのではないか。

(5) 監査意見に関する審査

- 監査基準において監査意見の表明に当っては審査を受けることとされているが、監査法人としての的確な審査を行うことを明確にする必要があるのではないか。例えば、監査上のリスクの大小に応じて然るべきレベルの審査が的確にされるようなルールや、見積りの要素が多いなど判断に慎重さを要する場合には、関与会計士の判断に関わらず審査にかけられるようなルールを整備し、こうしたルールが適切に運用されていることを確保することが必要ではないか。また、審査内容及びその結論についても、審査を行った者が監査調書に記載することが必要ではないか。

(6) 監査契約の引継ぎ

- 監査人の交代において、前任者と後任者との引継ぎを両者に対して義務づけること、及び、前任者が不正や不正の端緒を知っている場合には、それらについて適切な引継ぎが行われる必要があるのではないか。

3. 監査基準改訂にあたっての留意点

- 共同監査の場合に、品質管理は共同して行うのか監査法人ごとに行うのか、また、大規模監査法人と中小監査法人が共同監査を行っている場合や、個人が共同監査を行っている場合等に、業務と品質管理の分担をどのように行っていくのかなど、監査の実態に応じて、どのように実効的で効率的な品質管理を行うかについての考え方を整理していく必要があるのではないか。
- 連結子会社は商法監査の対象であり、かつ、親会社の証券取引法による連結監査の適用対象となる場合がある。また、その場合に、子会社と親会社で監査人が異なる場合がある。このような場合に、どのように実効的で効率的な品質管理を行うかについての考え方を整理していく必要があるのではないか。